

## 独立行政法人産業技術総合研究所との連携・協力の推進 に関する包括協定を締結しました

平成 26 年 10 月 14 日、本学細井裕司理事長と独立行政法人産業技術総合研究所中鉢良治理事長が出席し、『公立大学法人奈良県立医科大学と独立行政法人産業技術総合研究所（理事長：中鉢良治）との連携・協力に係る協定』を締結しました。

### 記

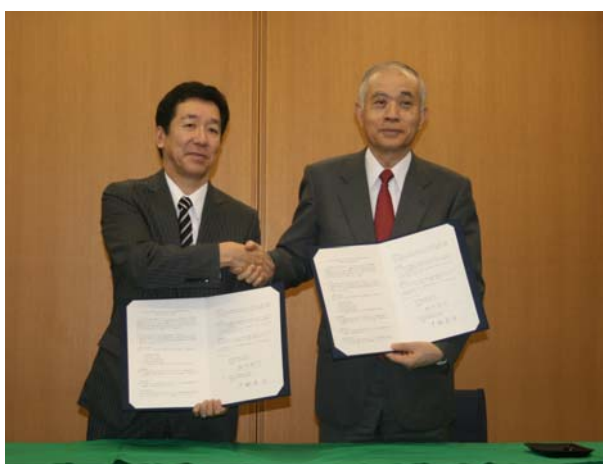
#### < 協定の概要 >

##### (1) 趣 旨

共同研究などの研究協力や人材協力・人材育成を推進することにより、医療や看護の現場、日常生活場面における課題解決に向けて、相互の知見・技術を活用し、個別に進めてきた研究開発を融合して、健康に関わる研究開発の更なる促進と成果の創出を目指します。

##### (2) 連携する事項

- ① 共同研究等の研究協力
- ② 研究交流及び人材交流
- ③ 教育・人材育成の相互支援
- ④ 研究施設・設備の相互利用
- ⑤ その他、双方が必要と認める事項



調印後、協定書を披露する本学細井理事長（左）と産総研中鉢理事長（右）



調印式出席者 本学細井理事長、産総研中鉢理事長と関係者の皆様

## 公立大学法人奈良県立医科大学と独立行政法人産業技術総合研究所との 連携・協力に関する協定書

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「甲」という。）と独立行政法人産業技術総合研究所（以下「乙」という。）は、両機関の連携・協力を推進し、相互の研究開発能力及び人材を活かして総合力を発揮することが、わが国の科学技術及び産業技術の振興と教育・研究の発展に重要な役割を果たすことに鑑み、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力可能な全ての分野において、それぞれの研究開発、人材育成などの具体的な連携・協力を、互恵の精神に基づき効果的に推進することにより、わが国の科学技術及び産業技術の振興と教育・研究の発展に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- 一 共同研究等の研究協力
- 二 研究交流及び人材交流
- 三 教育・人材育成の相互支援
- 四 研究施設・設備の相互利用
- 五 その他本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

### （連携協議会）

第3条 前条の連携・協力を具体的かつ円滑に実施するため、連携協議会を置く。

- 2 連携協議会の構成及び運営については、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

### （実施内容等）

第4条 連携・協力の具体的な実施内容に関しては、甲及び乙が連携協議会等において協議の上、別途契約等で定めるものとする。

### （知的財産の取扱い）

第5条 本協定に基づく連携・協力の実施により生じた知的財産権等に係る取扱いについては、個別の案件ごとに甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、連携・協力の推進にあたり、相手方に提供する資料及び情報等に秘密保持の取扱いを求める必要があるときは、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に合意がなされた場合は、引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙から解約の申し出があり、甲及び乙が合意したときは終了するものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、法令の規定に従うほか、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成26年10月14日

甲 奈良県橿原市四条町840番地  
公立大学法人奈良県立医科大学  
理事長

細井裕司

乙 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
独立行政法人産業技術総合研究所  
理事長

中鉢良治